

緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に自宅があり、原発事故時は会津地方に単身赴任していた申立人について、単身赴任中の生活状況や、自宅から通勤可能な部署への異動の内示を受けていたことなどを考慮して、自宅住所地を基準として、中間指針第五次追補の目安額どおりの日常生活阻害慰謝料（合計180万円）及び生活基盤変容慰謝料（50万円）の賠償等が認められた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	ア 日常生活阻害慰謝料
	イ 生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補第2の2）
	ウ エアコン設置費用
期間	上記損害項目アについて 平成23年3月11日から平成24年8月31日まで
	上記損害項目ウについて 平成23年7月10日から平成23年7月19日まで

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人に対し、金2,422,850円の支払義務があることを認める。

〈内訳〉

ア 日常生活阻害慰謝料	1,800,000円
イ 生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補第2の2）	500,000円
ウ エアコン設置費用	122,850円

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（ただし、同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力は及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求をしない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人が各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年9月4日

（仲介委員 石井 逸郎）